

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

559-60
19/1/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

キャンプ・シュワブ沖で辺野古埋め立ての土砂投入に抗議するカヌー隊
(2018年12月14日撮影。「ヤマヒデの沖縄便りⅢ」を発信する山本英夫氏提供)



主筆■梅林宏道
編集長■湯浅一郎

発行■NPO法人ピースデポ
〒223-0062
横浜市港北区
日吉本町1-30-27-4 1F

Tel 045-563-5101
Fax 045-563-9907
e-mail: office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org
f https://www.facebook.com/peacedepot.org/

郵便振替口座■
00250-1-41182
特定非営利活動法人 ピースデポ
銀行口座■
横浜銀行 日吉支店
普通 1561710
特定非営利活動法人 ピースデポ

新防衛大綱
と中期防

基本概念に「多次元統合防衛力」 装備先行で専守防衛政策を突破 ——軍艦の空母化とミサイルの敵地攻撃化

2018年12月18日、安倍政権は、新たな防衛大綱と大綱に則した装備などを定めた中期防を閣議決定した。宇宙・サイバー・電磁波などの新たな領域と従来からの陸海空能力を合わせた「多次元統合防衛力」なる新たな基本概念を提示した。また、政策上は専守防衛の継続を打ち出しながら、護衛艦の空母化やスタンド・オフ・ミサイル導入によって、装備上は専守防衛を突破し、運用態勢にも疑問を残した。

宇宙・サイバーなど新領域を重視

2018年12月18日、政府は、防衛政策の基本指針となる新たな「防衛計画の大綱」(防衛大綱)と防衛大綱に則って2019年から5年間に調達する装備などを定めた「中期防衛力整備計画」(中期防)を閣議決定した。

防衛大綱は、1976年に基盤的防衛力構想として初めて策定され、今回が安倍政権下で2度目、通算で6回目になる。76年の基本概念は、「自らが空

白となり、周辺地域における不安定要因にならないよう、必要最小限度の防衛力を保有する」という基盤的防衛力であった。その後、基本概念は、動的防衛力(2010年)、統合機動防衛力(2013年)と変わり、時代状況に応じて拡張の一途をたどっている。今回は、新たに多次元統合防衛力という概念が掲げられた。この内容については後述する。大綱の構成を2ページに示す。大綱は、II「わが国を取り巻く安全保障環境」で、「情報通信等の分野における急速な技術革新に伴い」、「現在の戦闘様

今
内容
の

年頭にあたって 湯浅一郎／防衛大綱と中期防 <資料>防衛大臣の記者会見(抜粋)／
[図説]国連総会決議、各国投票行動／朝鮮半島交渉、隠れた争点 李泰鎬／[連載]全体を生き
る(14)マチス米国防長官の辞任に想う 梅林宏道／2019年核軍縮カレンダー

相は、陸・海・空のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を組み合わせたものとなり」、また、中国や北朝鮮の動向を危機感をもって受け止め、「我が国を取り巻く安全保障環境は、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している」と情勢を分析する。全体として大綱は、宇宙、サイバーなどの領域(ドメイン)を重視し、中国を強く警戒する姿勢で書かれている。これらは、2015年4月に合意された「日米防衛協力新ガイド

ライン」に沿った内容である。

そのことは、Ⅲ「防衛の基本方針」において、防衛体制において強化すべきとして挙げられている3つの分野にも反映している。

- ① 宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化する。その上で、これらの新たな領域と、従来からの陸海空の防衛力を多次元に統合し融合させる領域横断作戦等を可能とする「**多次元統合防衛力**」を構築する。
- ② 新ガイドラインの役割分担の下、引き続き日米同盟を強化していく。
- ③ 「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを踏まえて、防衛力を活用しながら、多角的・多層的に安全保障協力を推進する。

「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱」の構成

2018 年 12 月 18 日

- I 策定の趣旨
- II 我が国を取り巻く安全保障環境
 - 1 現在の安全保障環境の特徴、2 各国の動向
- III 我が国の防衛の基本方針

前文

 - 1 我が国自身の防衛体制の強化
 - (1) 総合的な防衛体制の構築
 - (2) 我が国の防衛力の強化
 - 2 日米同盟の強化
 - (1) 日米同盟の抑止力及び対処力の強化
 - 3 安全保障協力の強化
- IV 防衛力強化に当たっての優先事項
 - 1 基本的考え方
 - 2 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項
 - (1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化
 - (2) 従来の領域における能力の強化
 - 3 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項
- V 自衛隊の体制等
- VI 防衛力を支える要素
- VII 留意事項
(別表)

「中期防衛力整備計画 (2019(平成 31)年度～2023(35)年度)について」の構成

2018 年 12 月 18 日

- I 計画の方針
- II 基幹部隊の見直し等
- III 自衛隊の能力等に関する主要事業
 - 1 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項
 - (1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化
 - (2) 従来の領域における能力の強化
 - 2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項
 - 3 大規模災害等への対応
 - 4 日米同盟の強化
 - 5 安全保障協力の強化
 - 6 防衛力を支える要素
- IV 整備規模
- V 所要経費
- VI 留意事項
(別表)

核兵器中心の拡大抑止・日米協議の深化

「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、我が国は、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、総合ミサイル防空や国民保護を含む我が国自身による対処のための取組を強化する。同時に、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。」

13年の前大綱では「弾道ミサイル防衛」としていたが、今回は弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機などの経空脅威を総称して「**総合ミサイル防空**」に変わっているが、13年の前大綱とほぼ同じ文言である。

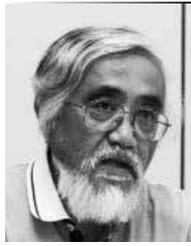
しかし、重要な変化が見られる。日米同盟強化の文脈において「日米同盟の抑止力及び対処力の強化」の項目があり、その中で「**拡大抑止協議の深化**」が明記された。日米拡大抑止協議は2010年から定期化されているが、以前には、日本が米国の核巡航ミサイル廃棄に反対した秋葉文書が暴露された経過がある¹。拡大核抑止協議の深化は、日本が米国の核兵器やその使用政策に関与を深めることを意味するであろう。外交分野において日本の核兵器廃絶努力どころか、核軍縮政策さえあいまいになっていることと合わせると、大綱の変更は注視する必要がある。

中期防における主な装備品

同時に決定された中期防の構成を2ページに示す。中期防は、新防衛大綱に則して米軍との軍事一体化、さらにはトランプ大統領のディールに迎合した装備がいくつも盛り込まれた。報道され関心の高い装備が中期防でどのように書かれているかを以下に示す。

- ① 太平洋側をはじめ、「防空態勢を強化するた

何としても 朝鮮半島での 歴史的变化を 実らせたい



湯浅一郎
ピースデポ
共同代表

2019年、ピースデポとして最も力を入れねばならない課題を考えたとき、18年に生じた朝鮮半島の平和と非核化へ向けての歴史的变化をいかに前進させるかということになる。その基礎は板門店宣言と米朝共同声明という2つの首脳宣言である。板門店宣言は、朝鮮戦争の終戦と休戦協定の平和協定への転換、そして朝鮮半島の完全な非核化を実現するという共同の目標を確認した。これを履行していけば、南北、及び米露中の5か国による朝鮮半島非核兵器地帯条約の創設に帰結する。それに日本も加わり北東アジア非核兵器地帯条約へと発展する可能性がある。そうなれば、米中、米ロ、日中関係も含め北東アジアの安全保障環境は大幅に改善し、グローバルな核廃絶にも大きな前進となる。

しかし18年後半、米朝協議はこう着状態が続いた。これを打破すべく、南北は、9月19日、平壤宣言を発し、同

時に「歴史的な「板門店宣言」履行のための軍事分野合意書」を結んだ。これに基づいて南北、朝鮮国連軍司令部の3者協議が始まり、軍事境界線周辺を平和地帯に変える作業が進んでいる。米国が朝鮮戦争の終結宣言に躊躇している状況を脇目に、南北は、実質的に戦争を終わらせていく仕組みづくりを先行させている。2019年元旦の金委員長の前年演説は北朝鮮の意思が揺らいでいないことを示し、中朝首脳会談が開催されるなど、今年も去年の流れは続いている。

米朝間には交渉の原則が確認されておらず、合意がどのようなプロセスで履行されていくのかは予断を許さない。膠着状態を打破していくには、首脳宣言の合意履行について市民社会の監視と世論が不可欠である。

今の画期的状況を作り出したのは、韓国に文政権を誕生させたキャンドル革命で行動した一人ひとりの市民である。これに呼応した声を日本の市民社会が作り出さねばならない。ピースデポは、18年11月に立ち上げた履行の監視プロジェクトの活動などを通して、日本政府の政策を変えさせるために尽力する。

5年、10年と先を考えたとき、今せねばならないことを進めながら、こうしたテーマを生きるものの中心に据えて取り組みを進める次世代の人材との出会いを模索していく1年にせねばとも思う。本年も皆さまのご協力、ご支援をお願いしたい。

め、有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、必要な場合にはSTOVL機²の運用が可能となるよう検討の上、海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦(「いずも」型)の改修を行う。

② 上記に対応して、F35を45機、新規に購入し、そのうち18機は、短距離離陸・垂直離着陸機能を有する戦闘機とする(別表)³。これが、改修された「いずも」型護衛艦に搭載される。

③ 陸上配備型弾道ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」2基を整備する。

④ 相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイル(JSM、JASSM及びLRASM⁴)の整備を進める。

⑤ 中期防の水準は、おおむね過去最高の27兆4700億円となった。

専守防衛を破る護衛艦「いずも」空母化とスタンド・オフ・ミサイル

新大綱と中期防は言葉の上では専守防衛を守るとしている。しかし、実際には専守防衛を破る装備の導入や運用方法が示された。

第一の問題は、「いずも」型護衛艦をSTOVL機を搭載できるよう改修し、事実上、空母化することである。改修後の「いずも」型護衛艦は、世界中のどこの海からも戦闘機を離発着させることのできる空母となる。

12月18日、岩屋防衛大臣は記者会見で(4ページ資料1に抜粋)、専守防衛の保持は、専守防衛を越える装備・能力を持たないことによって担保するのか、もしくは政策として攻撃的な用途に使わないと担保するのかとの記者の質問に、岩屋大臣は、「専守防衛というのは憲法から導き出され、その考え方が今後変わることはない」と答えるとともに、「いずも」にSTOVL機は常時搭載せず、必要な場合のみ運用するので専守防衛を逸脱しないと答えた。さらに攻撃型空母と見なされない担保はあるのかとの問いに、防衛大臣は、与党協議による修正により、常時搭載しないことにすることで攻撃型空母ではない担保になると説明した。一方、米軍機が離着陸する可能性について、緊急着陸や共同訓練ではありうるとしている。

専守防衛の担保は3つの分野において必要である。①防衛政策・教義(ドクトリン)、②態勢(ポスチャー)と訓練、③装備の能力、である。

政府の政策として専守防衛を継続することは重要であり、大綱はそれを守った。しかし、大綱は態勢において専守防衛を危うくした。常時搭載しないことは重要な態勢ではあるが、F-35という高度の攻撃能力を持つ装備を、必要時に搭載できるという態勢だけで専守防衛は揺らぐ。しかも、本論で触れないが、大綱は自衛艦の平時からの海外ブレイゼンスを重視する方針を初めて打ち出した。

第二の問題として、大綱はスタンド・オフ・ミサ

イルの整備を盛り込んだ。これは「島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、脅威圏の外からの対処を行うため」のスタンド・オフ防衛能力の強化として、敵の射程外からの長距離攻撃ができる巡航ミサイルである。今回ミサイルの射程距離について明らかにしてないが、小野寺・前防衛大臣は、記者会見(4ページ資料2に抜粋)で、ジェーン年鑑によれば、それぞれF-35に搭載するJSMが射程500km、F-15に搭載するJASSM及びLRASMはともに射程900kmであったとした。これらのミサイルを搭載した戦闘機は、防衛大臣はその目的を否定するが敵基地攻撃能力を持つことになる。上記の議論で言えば、③装備能力が専守防衛を超えることは否定できない。この間の自民党国防部会で敵基地攻撃能力の保有が主張されてきたことを重ねると、態勢や訓練の透明性が担保されない限り専守防衛の担保にはならないであろう。

「いずも」空母化、スタンド・オフ・ミサイルのいづれにおいても、装備能力が専守防衛を明確に超

えようとしている以上、運用態勢や訓練の情報公開による透明性を高める(例えば航泊日誌、訓練シナリオなどの情報公開など)ことなしに、専守防衛を担保することは困難になる。(湯浅一郎、梅林宏道) ㊦

注:

- 1 本誌546-7号に関連記事。
- 2 Short Take-off and Vertical Landing aircraft. 短距離・垂直離着陸機。
- 3 12月18日、政府は、F35は、将来的に147機体制とし、そのうち42機はSTOVL機能を持つ戦闘機とすることを閣議了解している。これらの文書には明記されていないが、STOVL機能を持つ戦闘機とはF35Bと見られる。
- 4 JSM=対艦/対地/巡航ミサイルJoint Strike Missileの略称。JASSM=長距離空対地ミサイルJoint Air-to-Surface Standoff Missileの略称。LRASM=長距離対艦ミサイルLong Range Anti-Ship Missileの略称。

<資料1> 岩屋防衛大臣記者会見 Q & A (抜粋) 18年12月18日

(前略)

Q: 専守防衛というのは(中略)、能力を持たないことで専守防衛を担保するのか、意思として専守防衛を担保するのかに関しての大臣のお考えは?

A: 専守防衛というのは憲法から導き出される、言ってみれば受動的な防衛の方針。その考え方が今後変わるということはない、変えてはいけないと思っている。軍事技術が想定以上のスピードで進んできている時に、どのような装備であれば専守防衛の枠内に入るか、あるいはどのような運用の仕方であれば専守防衛と

いう枠内に入るか、ということは、常時検討して専守防衛という考え方の方針を逸脱することがないようにしていかなければいけない。「いずも」で言うと、先ほど申し上げたような運用の仕方であれば、それは憲法の問題や専守防衛の方針を逸脱するものではないと考えている。

Q: (前略) 攻撃型空母と見なされないような運用をしっかりと歯止めの担保というのは、何か制度とか文書で作るお考えはおありでしょうか。

A: 中期防の記述については、与党協議を通じて、一部修正がありました。そこには、STOVL機の運用について(中略)具体的に記述をさせていただいたところでございます。当然、

この方針に基づいて、運用をしていくということになりますので、これがしっかり歯止めになっていく。

Q: その中に「等」という言葉がある。今後、改修されたいずも型護衛艦に米軍機がそこから発艦したり、あるいは着艦することも可能性としてはあり得るのか。

A: 例えば、米軍機が事故で緊急着陸する基地が周辺にない、そこに「いずも」型の護衛艦があるといった場合には、当然、救助のために緊急着艦を認めるということはあると思っておりますし、それから(中略)共同訓練の際には米軍の航空機が「いずも」から離発着するということはあると思います。(後略)。

<資料2> 小野寺防衛大臣記者会見 (抜粋) 2017年12月8日

今般、一層厳しさを増すわが国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、自衛隊員の安全を確保しつつ、わが国を有効に防衛するため、相手の脅威圏外から対処できるスタンドオフミサイルとしてF-35Aに搭載するJSM等を導入することとし、本日、防衛省として追加的に予算要求を行う予定です。(前略) スタンドオフミサイルは、あくまでわが国防衛のため

に導入するものであり、いわゆる「敵基地攻撃」を目的としたものではありません。

(中略)

今回、追加要求で検討しておりますのは、F-35に搭載するJSM、F-15等に搭載するLRASM及びJASSMを導入することとし、そのために必要な経費を計上すべく、追加的な要求を行うと考えております。

Q: それぞれのミサイルの最大射程距離についてはどのように分析をしておりますでしょうか。

A: ミサイルの射程距離は、これを明らかにすることになれば、わが国の具体的な防衛能力を露呈することになりますので、これは従来からお答えは差し控えていただいておりますが、その上であえて申し上げますと、例えばジェーンズ年鑑のような公刊資料によれば、JSMは約500km、JASSMは約900km、LRASMは約900kmと承知をしております。(後略)。

第73回国連総会決議・採択結果

(2018年)

— 軍縮及び安全保障 —

以下の表は、第73回国連総会(2018年)における軍縮及び安全保障に関する主要な決議等の採択結果を示すものである。投票により採択された決議は、5ページに事実上の核兵器保有9か国、6-7ページには左から米核兵器依存の非保有国、新アジェンダ連合(NAC)、その他の順に並べた。ここで紹介されている国は、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国及び軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)に所属するフィリピン、アラブ首長国連邦である。表の左端の列の通し番号は、8ページから始まる「投票情報」における各決議の通し番号に対応している。表の決議名等には略称を含む。また6ページの下に無投票で採択された決議等をまとめた。

決議一覧は<<https://research.un.org/en/docs/ga/quick/regular/73>>による。投票情報は、UNBISNET(国連書誌情報システム)<<https://library.un.org/>>などを参照した。

投票により採択された決議 (○:賛成 ×:反対 △:棄権 -:欠席)

決議番号	決議名	賛成-反対-棄権	核兵器保有9か国									
			米 国	ロ シ ア	英 国	フ ラ ン ス	中 国	印 ド	パ キ ス タ ン	イ ス ラ エ ル	北 朝 鮮	
A 核兵器												
1	中東地域における非核兵器地帯の設立	A/RES/73/28 171-2-5	X	○	△	○	○	○	○	○	X	○
2	消極的安全保証	A/RES/73/29 125-0-58	△	△	△	△	○	○	○	○	△	○
3	核軍縮	A/RES/73/50 125-40-18	X	X	X	X	○	△	△	X	X	○
4	核兵器禁止条約	A/RES/73/48 126-41-16	X	X	X	X	X	X	X	X	X	△
5	核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)	A/RES/73/70 139-32-17	X	X	X	X	X	X	X	△	X	△
6	新たな決意のもとでの団結した行動(日本決議)	A/RES/73/62 162-4-23	△	X	○	△	X	△	△	△	△	X
7	ICJ勧告的意見のフォローアップ(マレーシア決議)	A/RES/73/64 138-32-17	X	X	X	X	○	△	○	X	△	△
8	核兵器の人道上の結末	A/RES/73/47 142-15-26	X	X	X	X	△	○	△	X	△	△
9	核兵器のない世界のための倫理的至上命題	A/RES/73/68 136-36-14	X	X	X	X	△	△	△	X	△	△
10	核兵器使用の禁止に関する条約	A/RES/73/74 124-50-13	X	△	X	X	○	○	○	X	○	○
11	核兵器の危険性の低減	A/RES/73/56 126-49-11	X	△	X	X	△	○	○	X	○	○
12	中東における核拡散の危険性	A/RES/73/83 158-6-21	X	○	△	△	○	△	○	X	○	○
13	包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/RES/73/86 183-1-4	△	○	○	○	○	△	○	○	○	X
14	核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ	A/RES/73/40 143-27-14	X	X	X	X	○	○	○	X	○	○
15	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/RES/73/65 182-1-5	○	○	○	○	○	○	○	X	△	△
16	「核兵器のない世界」の達成に関する世界宣言	A/RES/73/57 138-21-26	X	△	X	X	△	○	△	X	○	○
17	核兵器体制の作戦準備態勢の低減	A/RES/73/60 175-5-5	X	X	X	X	○	○	○	△	△	△
18	2020年非核兵器地帯とモンゴルの第4回会議	A/RES/73/71 179-0-5	△	△	△	△	○	○	○	△	△	○
B 他の大量破壊兵器												
22	化学兵器の禁止に関する条約の実施/履行	A/RES/73/45 152-7-22	○	X	○	○	X	○	○	○	○	-
23	劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響	A/RES/73/38 151-4-25	X	△	X	X	-	○	○	X	○	○
C 宇宙												
26	宇宙における軍備競争の禁止	A/RES/73/30 178-2-0	X	○	○	○	○	○	○	X	○	○
27	宇宙兵器先行配備の禁止	A/RES/73/31 128-12-40	X	○	X	X	○	○	○	X	○	○
28	宇宙空間行動における透明性及び信頼構築措置	A/RES/73/72 180-2-1	X	○	○	○	○	○	○	X	○	○
D 通常兵器												
29	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/RES/73/61 169-0-16	△	△	○	○	○	△	△	△	△	△
30	クラスター弾に関する条約の履行	A/RES/73/54 144-1-38	△	△	○	○	△	△	△	△	△	-
31	武器貿易条約(ATT)	A/RES/73/36 151-0-29	△	△	○	○	○	△	○	○	△	△
E 地域軍縮と安全保障												
37	地域及び準地域的通常兵器軍備管理	A/RES/73/34 179-1-3	○	△	○	○	○	X	○	○	○	○
38	地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/RES/73/85 181-0-2	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○
F 他の軍縮手段及び国際安全保障												
42	軍縮及び不拡散における多国間主義の促進	A/RES/73/41 128-4-52	X	○	X	△	○	○	○	X	○	○
43	財政的国際安全保障面のサイバースペースでの行動	A/RES/73/266 138-12-16	○	X	○	○	X	○	△	○	X	○

第73回国連総会決議 (2018年) 採択結果

-軍縮及び安全保障-【続き】

【国家の分類】

- 核兵器保有9か国:核不拡散条約(NPT)上の5核兵器国及び事実上の核兵器保有国4か国。
- 米核兵器依存国:米国の拡大核抑止力(核の傘)に依存する非保有国。

オーストラリア	日本	韓国	ベルギー	ブルガリア	カナダ	ドイツ	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ルーマニア	スロバキア	スペイン	トルコ	ブラジル
---------	----	----	------	-------	-----	-----	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	------	-----	------

投票により採択された決議 (○:賛成 ×:反対 △:棄権 -:欠席)

A 核兵器	決議番号	賛成-反対-棄権	米核兵器依存の非保有国														新ア
1 中東地域における非核兵器地帯の設立	A/RES/73/28	171-2-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 消極的安全保証	A/RES/73/29	125-0-58	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
3 核軍縮	A/RES/73/50	125-40-18	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
4 核兵器禁止条約	A/RES/73/48	126-41-16	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
5 核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)	A/RES/73/70	139-32-17	△	△	△	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	○	
6 新たな決意のもとでの団結した行動(日本決議)	A/RES/73/62	162-4-23	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
7 ICJ勧告的意見のフォローアップ(マレーシア決議)	A/RES/73/64	138-32-17	×	△	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	○	
8 核兵器の人道上の結末	A/RES/73/47	142-15-26	△	○	×	△	△	△	△	×	△	△	△	×	△	○	
9 核兵器のない世界のための倫理的至上命題	A/RES/73/68	136-36-14	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
10 核兵器使用の禁止に関する条約	A/RES/73/74	124-50-13	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	
11 核兵器の危険性の低減	A/RES/73/56	126-49-11	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
12 中東における核拡散の危険性	A/RES/73/83	158-6-21	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	○	○	○	○	
13 包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/RES/73/86	183-1-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14 核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ	A/RES/73/40	143-27-14	×	△	×	×	△	△	×	×	×	×	△	×	×	○	
15 兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/RES/73/65	182-1-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16 「核のない世界」の達成に関する世界宣言	A/RES/73/57	138-21-26	△	△	×	×	△	△	×	×	×	×	△	×	△	○	
17 核兵器体制の作戦準備態勢の低減	A/RES/73/60	175-5-5	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18 2020年非核兵器地帯とモンゴルの第4回会議	A/RES/73/71	179-0-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
B 他の大量破壊兵器																	
22 化学兵器の禁止に関する条約の実施/履行	A/RES/73/45	152-7-22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
23 劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響	A/RES/73/38	151-4-25	△	○	△	○	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	
C 宇宙																	
26 宇宙における軍備競争の禁止	A/RES/73/30	178-2-0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27 宇宙兵器先行配備の禁止	A/RES/73/31	128-12-40	×	△	△	△	△	△	×	△	△	△	×	△	△	○	
28 宇宙空間行動における透明性及び信頼構築措置	A/RES/73/72	180-2-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
D 通常兵器																	
29 対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/RES/73/61	169-0-16	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30 クラスター弾に関する条約の履行	A/RES/73/54	144-1-38	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	○	
31 武器貿易条約(ATT)	A/RES/73/36	151-0-29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
E 地域軍縮と安全保障																	
37 地域及び準地域的通常兵器軍備管理	A/RES/73/34	179-1-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
38 地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/RES/73/85	181-0-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
F 他の軍縮手段及び国際安全保障																	
42 軍縮及び不拡散における多国間主義の促進	A/RES/73/41	128-4-52	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	
43 財政的国際安全保障面のサイバースペースでの行動	A/RES/73/266	138-12-16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

無投票で採択された決議	措置JA/RES/73/55	制限条約JA/RES/73/84
A:核兵器	C:宇宙 なし	E:地域軍縮と安全保障
19.「アフリカ非核兵器地帯条約」A/RES/73/26		39.「地域軍縮」A/RES/73/33
20.「モンゴルの国際安全保障と非核兵器地帯地位」A/RES/73/4	D:通常兵器	40.「地域及び準地域的信頼醸成措置」A/RES/73/35
21.「中央アジア非核兵器地帯条約」A/RES/73/58	32.「通常兵器の信頼醸成措置に関する情報」A/RES/73/51	41.「地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)」A/RES/73/78
B:他の大量破壊兵器	33.「小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援」A/RES/73/52	F:他の軍縮手段及び国際安全保障
24.「生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約」A/RES/73/87	34.「即製爆発装置で生まれた脅威への対抗」A/RES/73/67	49.「国際安全保障及び軍縮における科学と技術の役割」A/RES/73/32
25.「テロリストの大量破壊兵器取得防止	35.「小銃火器のあらゆる側面における不正取引」A/RES/73/69	
	36.「特定の通常兵器の使用の禁止、及び	

【資料】第73回国連総会決議の投票情報

第73回国連総会は、軍縮及び安全保障に関連して63の決議をあげた。そのうち主要な49の決議を6分野に分け、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国とアラブ首長国連邦の投票結果を総表にした。このデータは各国政府の国際舞台での姿勢をうかがい知る必須の情報である。以下に決議ごとの名称、提案国などを列記する。なお、提案国数は第1委員会提出時のもの¹⁾。

A:核兵器

1. 「中東地域における非核兵器地帯の設立」/提案国:エジプト。米国、イスラエルなどは反対。英国、カメルーンが棄権。
2. 「非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを確約する効果的な国際協定の締結(消極的安全保証)」/提案国:アルジェリア、エジプト、パキスタン、シリアなど17か国。中国を除く核兵器保有国、米核兵器依存国の多数が棄権。日本は賛成。
3. 「核軍縮」/提案国:ブラジル、キューバ、フィリピンなど25か国。中国を除く核兵器国、日本を除く米核兵器依存国、イスラエルは反対。日本、パキスタン、インドなどが棄権。
4. 「核兵器禁止条約」/提案国:エジプトを除くNAC5か国など54か国。米核兵器依存国、北朝鮮を除く核兵器保有8か国が反対。
5. 「核兵器のない世界へ核軍縮に関する誓約の履行を加速する」(NAC決議)/提案国:NAC6か国など10か国。核兵器国、米核兵器依存国の多くが反対。北朝鮮、パキスタン、日本などは棄権。
6. 「核兵器の完全廃棄へ向けた、新たな決意のもとでの団結した行動」(日本決議)²⁾/提案国:オーストラリア、イタリア、日本など34か国。ロシア、中国、北朝鮮、シリアは反対。米国、フランス、NAC6か国などが棄権。
7. 「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)/提案国:中国を除く核兵器国、日本とカナダを除く米核兵器依存国、イスラエルは反対。インド、北朝鮮などが棄権。
8. 「核兵器の人道上の結末」/提案国:NAC6か国など61か国。中国を除く核兵器国などは反対。
9. 「核兵器のない世界のための倫理的至上命題」/提案国:ニュージーランドを除くNAC5か国など21か国。日本を除く米核兵器依存国、中国を除く核兵器国、イスラエルなどは反対。日本、中国などが棄権。
10. 「核兵器使用の禁止に関する条約」/提案国:キューバ、インド、ミャンマー、ベトナムなど10か国。ロシアと中国を除く核兵器国、日本を除く米核兵器依存国、イスラエルなどは反対。
11. 「核兵器の危険性の低減」/提案国:キューバ、インド、ミャンマーなど12か国。米国、英国、フランス、日本を除く

米核兵器依存国などは反対。日本、ロシア、中国などが棄権。

12. 「中東における核拡散の危険性」/提案国:アルジェリア、モロッコ、アラブ首長国連邦など22か国。米国、カナダ、イスラエルなどは反対。
13. 「包括的核実験禁止条約(CTBT)」/提案国:韓国を除く米核兵器依存国など66か国。北朝鮮が反対。米国、インド、シリアが棄権。
14. 「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」/提案国:インドネシア。中国を除く核兵器保有国などは反対。
15. 「兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)」/提案国:カナダ、ドイツ、オランダ。パキスタンなどは反対。エジプト、イスラエル、北朝鮮などが棄権。
16. 「核兵器のない世界」の達成に関する世界宣言」/提案国:アルジェリア、ベラルーシ、カザフスタンなど15か国。ロシアと中国を除く核兵器国、米核兵器依存国の半数、イスラエルは反対。
17. 「核兵器体制の作戦準備態勢の低減」/提案国:オーストラリア、ベルギー、アイルランド、ニュージーランドなど17か国。中国を除く核兵器国は反対。イスラエル、北朝鮮、韓国が棄権。
18. 「2020年非核兵器地帯とモンゴルの第4回会議」/提案国:ブラジル、モンゴル、ニカラガ。中国を除く核兵器国、イスラエルが棄権。
19. 「アフリカ非核兵器地帯条約」/提案国:オーストラリア、オーストラリア、カザフスタンなど8か国。無投票。
20. 「モンゴルの国際安全保障と非核兵器地帯地位」/提案国:ロシア以外の核兵器国など10か国。無投票。
21. 「中央アジア非核兵器地帯条約」/提案国:エジプト、フランス、英国など32か国。無投票。

B:他の大量破壊兵器

22. 「化学兵器の禁止に関する条約の実施/履行」/提案国:ポーランド。ロシア、イラン、シリア、ジンバブエは反対。エジプト、アルジェリア、ベラルーシなどが棄権。北朝鮮は欠席。
23. 「劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響」/提案国:インドネシア。米国、英国、フランス、イスラエルは反対。ロシア、オーストラリア、韓国などが棄権。中国は欠席。
24. 「生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約」/提案国:ハンガリー。無投票。
25. 「テロリストの大量破壊兵器取得防止措置」/提案国:米国、英国、インドなど54か国。無投票。

C:宇宙

26. 「宇宙における軍備競争の禁止」/提案国:中国、パキスタン、ロシアなど25か国。米国、イスラエルは反対。ナイジェリアは欠席。
27. 「宇宙兵器先行配備の禁止」/提案国:北朝鮮、パキスタン、ロシアなど37か国。米国、英国、フランス、イスラエルなどは反対。日本、韓国、アイルランド、ニュージーランドなどが棄権。

28. 「宇宙空間行動における透明性及び信頼構築措置」/提案国:中国、ロシア。米国、イスラエルは反対。カメルーンは欠席。

D:通常兵器

29. 「対地雷雷禁止及び廃棄に関する条約の履行」/提案国:アフガニスタン、オーストリア、ノルウェー。インド、北朝鮮、韓国、エジプトなどが棄権。
30. 「クラスター弾に関する条約の履行」/提案国:フランス、アイルランド、ニュージーランドなど34か国。米国、ロシア、中国、韓国などが棄権。北朝鮮は欠席。
31. 「武器貿易条約(ATT)」/提案国:トルコを除く米核兵器依存国、フランス、英国など85か国。米国、ロシア、インド、北朝鮮などが棄権。ベトナムは欠席。
32. 「通常兵器の信頼醸成措置に関する情報」/提案国:イタリア、日本、ノルウェーなど45か国。無投票。
33. 「小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援」/提案国:フランス、アイルランド、ルーマニアなど43か国。無投票。
34. 「即製爆発装置で生まれた脅威への対抗」/提案国:フランス、ドイツ、ポーランドなど23か国。無投票。
35. 「小銃火器のあらゆる側面における不正取引」/提案国:イタリア、日本、英国など48か国。無投票。
36. 「特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約」/提案国:英国。無投票。

E:地域軍縮と安全保障

37. 「地域及び準地域的通常兵器軍備管理」/提案国:エクアドル、パキスタン、ペルー、シリア、ザンビア。インドは反対。ロシアなどが棄権。
38. 「地中海地域における安全保障と協力体制の強化」/提案国:エジプト、オランダ、英国など25か国。イスラエルが棄権。イランは欠席。
39. 「地域軍縮」/提案国:エジプト、ナイジェリア、パキスタンなど7か国。無投票。
40. 「地域及び準地域的信頼醸成措置」/提案国:パキスタン、シリア。無投票。
41. 「地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)」/提案国:カメルーン、コンゴ共和国。無投票。

F:他の軍縮手段及び国際安全保障

42. 「軍縮及び不拡散における多国間主義の促進」/インドネシア。米国、英国、イスラエルは反対。米核兵器依存国、フランス、アイルランド、ニュージーランドなどが棄権。
43. 「財政的国際安全保障面のサイバースペースでの責任ある国家行動の前進」/提案国:フランス、日本、米国、英国など36か国。エジプト、イラン、ロシア、中国、北朝鮮などは反対。ミャンマー、セネガル、パキスタンなどが棄権。コンゴ共和国は欠席。

(7ページに続く)

朝鮮半島の交渉局面における 隠れた争点:核の傘廃棄と軍備縮小

イテホ
李泰鎬 参与連帯(PSPD)政策委員長

日米韓市民セミナー講演(第1回)
2018年11月19日

朝鮮半島で大転換が起きている。この転換は、朝鮮半島における「完全な非核化」と「恒久的な平和体制」、そして関連国家間の「新たな関係」に向かうものだ。4月27日、韓国の文在寅大統領と北朝鮮の金正恩国務委員長は板門店で会談を行い、「朝鮮半島で二度と戦争はないであろう。今や新たな平和の時代が開けたということの世界中に宣言」した。南北の首脳は9月19日、3回目の首脳会談で採択した平壤宣言で「核兵器と核の脅威のない平和の基盤」を築くとして、「完全な非核化」の意志を再度明言した。米朝首脳はシンガポールで史上初の首脳会談の後、「新たな関係」に向けた転換を約束しつつ、「トランプ大統領は北朝鮮に安全保障を提供することを約束し、金正恩委員長は朝鮮半島の完全な非核化のために揺るぎない堅い努力を再確認」した。

南北-米は全ての包括的な解決方法を模索している。4.27板門店宣言は、「完全な非核化による核のない朝鮮半島の実現」を「朝鮮半島の恒久的で強固な平和体制の構築」の過程で、必ず到達すべき目標の1つに設定した。また、宣言は「完全な非核化」のみならず「軍事的信頼構築による段階的な軍縮」の必要性についても言及している。併せて、平和体制の構築と非核化に到達するための前提として、「軍事的緊張状態を緩和し、戦争の危険を実質的に解消するための共同の努力」を別途の章として分け、軍事的信頼構築に必要な細部事項を列挙している。この合意は、文在寅大統領と金正恩国務委員長の第3回首脳会談の結果物である「9.19平壤共同声明」と「板門店宣言履行のための軍事分野合意書」で、より具体的に実践されている。南北首脳宣言文と同様に米朝合意文では、「新たな米朝関係の樹立」と「恒久的な平和体制の構築」のための包括的アプローチが「完全な非核化」を可能にさせるということを直接的に明示している。特に、米国の態度の変化が注目されるところだ。これまでの「核を放棄すれば肉を喰わせてやる」というやり方ではなく、北朝鮮との交渉が本質的に「関係改善」と関連したものであり、北朝鮮体制の安全保障と関連する平和的な軍縮交渉

であることを明示している。

しかし、実際の解決のためには多くの交渉が残されており、障害物も少なくない。北朝鮮の核放棄と検証の手順、対北制裁の解除、終戦宣言などをめぐり米朝間で緊張した綱引きが続いている。その代表的な例が、当初この年末にも予定されていた第2回米朝首脳会談が来年に延期されたことだ。現在、北朝鮮は非核化措置を履行する過程で、体制の安全を担保する終戦宣言や制裁緩和などを期待しているが、北朝鮮の核放棄の意思に深い不信感を抱いている米国は、まず北朝鮮が目に見える形で核廃棄措置を取ることを要求している。トランプ政権は「北朝鮮が完全に検証可能で不可逆的な非核化(CVID: Complete, Verifiable, Irreversible Dismantlement)」をすべきだとしつつ、これに確信がもてるまで国連安保理の決議(制裁)の履行は必要だとして、これに反発する北朝鮮と平行線を歩んでいる。

それでは、果たしてCVIDは可能なのだろうか？それはあり得ない。査察には限界がある。敗戦国や被占領国でもない主権国家である北朝鮮に、CVIDを強制できる方法もない。何とか関係改善や信頼が築ければ、CVIDに似たような形を採用できるかもしれないが、不信感でケチをつけるやり方なら、そもそも非核化の手順を踏む前に交渉が決裂してしまう。米朝首脳もシンガポールの米朝首脳会談で、「相互信頼を構築することが朝鮮半島の非核化を増進できる」としている。北朝鮮にCVIDに基づいた非核化を要求する代わりに、北朝鮮の体制安全もCVIDレベルで保証する交換条件ならば可能だとする主張もあろう。しかし、主権国に対して第三者がCVIDを提供できるとか、出来ないということそのものが不適切であるばかりか、検証のために米国の核施設を査察したり、韓国軍基地を査察したりは出来ないの、これは非現実的なことと言わざるをえない。

もともと実現不可能という点で、CVIDは本当の障害物ではない。朝鮮半島に存在する核の脅威を全てなくそうとする原則的な立場からみても、本当の争点はCVIDではない。真の争点は、より単純

だ。果たして朝鮮半島に存在する核の脅威とは何であり、どのように除去するかということだ。

韓国や日本、米国政府や主要マスコミは、主に北朝鮮の核兵器廃棄のみに関心を集中させている。しかし、自分たちが依存している核兵器については、あえて顔をそむけている。1990年代以降、韓国と日本は北朝鮮の核の脅威に対応するという口実で、米国の核の傘とミサイル防衛に依存し続けてきた。米国はクリントン・ブッシュ・オバマ政権を経て、北朝鮮に対する核先制攻撃戦略を発展させてきたが、それは北朝鮮が核兵器を保有していなくても核兵器で予防攻撃を行おうとする大変攻撃的な戦略だった。その結果、北朝鮮の核兵器-ミサイルと韓米日の核の傘とミサイル防衛は、既に安保ジレンマの1つのセットとなり、軍備縮小論議の対立項となってきた。北朝鮮が核兵器と長距離運搬手段を放棄した場合、韓国、日本、米国は自らが維持してきた攻撃的な核・ミサイル戦略を変更する準備があるだろうか。残念ながら韓国は文在寅政権でも誰としてこの問題を深く考えていないようだ。安倍政権にもこの問題を考える姿勢は見当たらない。

板門店宣言で南北が合意したのは「核のない朝鮮半島 (Nuclear Free Korean Peninsula)」だった。英語の表現をそのまま解釈すれば、朝鮮半島の非核地帯化を意味する。9.19平壤声明で言明された「核兵器と核の脅威のない平和の基盤(朝鮮半島)」もまた、非核地帯と解釈できよう。シンガポール宣言で米朝が共に使った「北朝鮮に対する安全保障」、「朝鮮半島の完全な非核化」、「4.27宣言の再確認」などが北朝鮮の非核化だとか、特にCVIDを意味するものだというのは主観的な解釈だろう。北朝鮮の言う朝鮮半島の非核化が「非核地帯化」を指すという事実は、既に知られている事実だ。

韓米日政府はつくろいながら顔をそむけているが、朝鮮半島で核の脅威を除去するための交渉は、究極的に韓米日が依存している核の傘とミサイル防衛(拡大抑止)戦略を北朝鮮の核・ミサイルと一緒にテーブルに上げた時に本格化出来よう。よって、朝鮮半島で核の脅威を除去する最も明確で唯一の道は、朝鮮半島から始まり北東アジアに非核地帯を創設することだ。朝鮮半島の平和体制と核脅威を除くための論議の過程で、南北が核兵器禁止条約に先んじて参加し、隣国の日本と周辺国の核保有国が段階的に参加するよう促すことも積極的に検討すべきことだろう。

しかし、核兵器の脅威以外にも、朝鮮半島の軍事力の不均衡をどうするかの問題は依然として残る。韓国はこの30年以上毎年わたり、北朝鮮のGDP合計を上回る軍事費を支出してきた。この数字には在韓米軍の軍備支出は含まれない。このような軍事的な不均衡は、北朝鮮の軍部に核・ミサイルなど安上がりで破壊力の高い非対称戦力を

開発する動機を提供しただろう。しかし、依然として文在寅政権は「3軸体系」¹のような攻撃的軍事計画を維持し、今後5年間(2019-2023)の軍事費を毎年平均7.5%も引き上げるとする国防計画を構想している。北朝鮮には核・ミサイル放棄を要求しながら、韓国の在来式軍備をさらに拡充しようとするのは説得力のないことだ。したがって、軍事的優位にある韓国と米国がより積極的に先導的な軍備縮小計画を策定し、実践すべきだ。単なる相互主義や相互軍縮だけでは足りない。現在、韓米の軍事戦略と戦力は、短期間に北朝鮮を占領できる圧倒的レベルを維持することに注がれている。韓国側がこれまでの刺激的な作戦計画を、防衛に十分な合理的水準の計画へと大幅に修正する国防改革に着手しなければ、北朝鮮内の軍事主義を刺激し、長期的に平和体制に進むための道を誤ってしまう潜在的障害となり得よう。

まとめるなら、韓米日が依存している核の傘の放棄、そして大量殺傷兵器に対する執着を触発するような攻撃的な軍事計画の廃棄と、先導的な軍備の削減が本格的に論議されるべきだ。そうしなければ、いくら平和体制を話し合っても、現在の交渉局面が持続されにくくなる。もはや、核のない世界、武器と軍事同盟に依存しない平和をより大胆に、積極的に叫ぶ時だ。それこそが、より現実的で唯一の解決策だからだ。

注

- 1 「3軸体系或いは3K体系」は、①北朝鮮の核ミサイル攻撃の兆しが明確な場合、移動式ミサイル発射台と関連施設に対し、発射前に先制打撃を加える別名キル・チェーン(Kill Chain)体系、②北朝鮮が発射した弾道ミサイルを迎撃するための韓国型ミサイル防衛(Korea Air and Missile Defense KAMD)体系、③北朝鮮が核兵器で攻撃した場合、ミサイル戦力と特殊作戦部隊などを運用し、北朝鮮指導部に報復する大量懲罰報復(Korea Massive Punishment and Retaliation KMPR)体系を言う。

李泰鎬(イ・テホ) 参与連帯(PSPD)政策委員長

1995年に韓国で影響力のある社会監視NGOの一つPSPD(参与連帯=参加型民主主義のための人民連帯)に入り、2011年から2016年まで事務総長。政治改革、国家権力の監視、平和と人権の推進に関する市民運動において主導的役割を担ってきた。また、2016年冬から2017年春にかけて起こった朴槿恵大統領の即辞任を求めるキャンドルライト・デモと2014年のセオル号沈没事件の真相究明過程の中心的組織者の一人。

全体を生きる

梅林 宏道

(題字は筆者)

第14回 マチス米国防長官の辞任に思う

マチス米国防長官の辞任を契機に、軍人と平和について改めて考えを巡らせた。脱軍備をめざす市民運動が絶えず立ち戻るテーマの一つだ。

2018年12月20日、マチスは辞任の意向を伝えるトランプ大統領宛の手紙を公開した。正確には、公開の手紙によって彼は辞任の意向を伝えたと言うべきであろう。手紙は米国防総省国防長官の公的レターヘッドに書かれ自署された「私的な」公文書であり、その同時進行的な公開は異例であった。トランプはこのやり方に反発して、マチスが申し出た引継ぎ期間を無視して直ちに解任するという子供じみた報復を行った。

マチスが辞任を決意した主な理由は、大統領との間に顕在化したNATOとの同盟関係のあり方についての本質的な不一致であった。

手紙の中でマチスは言う。「あなた(トランプ)同様、最初から私は、米軍は世界の警察であるべきではないと言ってきました。警察ではなくて、我々は共通の防衛のためアメリカの持てる力のすべての手段を使わなければなりません。それには同盟国に対する我々のリーダーシップも含まれます。」マチスは、直接的な批判は避けながら、トランプ大統領の同盟国、とりわけ対テロ戦争をともに戦っているNATO諸国への接し方に対する批判を込めて、自分の信念を述べた。「敬意をもって同盟国に接するという私の考え方は…これらの問題への40年にわたる深い関与によって強く支えられ、学んできたものです。」

トランプ大統領になって以来、大統領の無知、浅慮からくる混乱や危険が、米軍人の良識によって軽減されることがしばしばあった。マチスもその一人であった。

米朝交渉に関係して、「米韓合同演習をいつまで中止するのだ?」「北朝鮮は非核化の意思があると思うか?」と詰め寄る記者の質問に対して、マチス長官は冷静に答え続けた。「誤解があってははいけない。大型の合同演習は中止しているが、それ以外の演習は今も続いている。広く知らせていないのは、これ

が北朝鮮との交渉の信義を破るかのようになることを防ぐためだ。」「北朝鮮の非核化について、それは国務長官が応えるべき質問だ。我々の役割は外交官を助けることだ。」

38度線で対峙する軍の最高司令官であるブルックス在韓米軍司令官(朝鮮国連軍司令官でもある)が、進行中の南北の軍事的緊張緩和努力について、やはり、安心感を抱かせるコメントをした。「相互に不信感がある関係のなかでは、意図したことが違ったように相手に受け取られる。誤解を生まないことが必要だ。」このようなまともな軍人が最前線に居ることの安心感は否定できない。

昨年、核兵器の発射権限を握るトランプ大統領が軽率な発射命令を発したとき、軍人はどうするかが米国内で論争になった。核兵器の現場の最高責任者である米戦略軍司令官ジョン・E・ハイテン空軍大將は、「大統領の命令であっても違法な命令であれば従わない。従ったものは自分が終身刑に処せられる」と公言した。

このように冷静な軍人をそれとして評価し、歓迎することは、平和運動において必要なことだと思う。それとともに、根本問題はその先にあることを示すエピソードを見逃してはならないであろう。

米朝交渉が続く中で、11月、米軍人のトップであるダンフォード統幕議長(海兵隊大將)は、マチスと同じように「軍の役割は外交を助けることだ」と述べた。それと同時に「外交が成功すればするほど、軍は居心地が悪くなる。朝鮮半島で態勢の変更を考えなければならなくなる」と正直な心境を吐露した。ここにも良質な軍人の一端を見ることが出来るには違いないが、同時に巨大な国家戦略と官僚機構の壁を私たちに想像させるに十分である。

米軍は朝鮮半島のためだけに居るのではない…。議会に兵器や軍の予算を認めさせるにはどこかに戦争の火種が必要だ…。

軍人も装備も漸減する状態が正常なのであり、それが政治の仕事だ。

うめばやし ひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問、本誌主筆。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012~15年)。



2019年核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議(CD)

- ・1月21日—3月29日 第1会期
- ・5月13日—6月28日 第2会期
- ・7月29日—9月13日 第3会期

核不拡散条約(NPT) 2020年再検討会議 第3回準備委員会

- ・2019年4月29日—5月10日
ニューヨーク

核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合 未定

G7サミット

- ・8月25日—27日 ビアリッツ
(フランス)

核供給国グループ(NSG)総会

未定

武器貿易条約(ATT)第3回締約国会議

- ・8月26日—30日 ジュネーブ

核実験に反対する国際デー

- ・8月29日

第74回国連総会

- ・9月17日開会 ニューヨーク

国際原子力機関(IAEA)第62回総会

- ・9月16日—9月20日 ウィーン

核兵器廃絶国際デー

- ・9月26日

生物兵器禁止条約(BWC)締約国会議

- ・12月3日—12月6日 ジュネーブ

化学兵器禁止条約(CWC)締約国会議

- ・11月25日—11月29日 デン・ハーグ(オランダ)

日誌

2018.12.6~19.1.6

作成:有銘佑理、森山拓也

IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル

- 12月6日 高知県沖上空で、米海兵隊岩国基地所属のFA18戦闘攻撃機とKC130空中給油機が訓練中に接触し、海上に墜落。
- 12月11日 米軍、ハワイの「イーグリス・アショア」によるミサイル防衛実験に成功。
- 12月12日 米FBI高官が議会証言で、中国が米国のスパイ防止活動の「最大の脅威」になっていると警告。
- 12月17日 日立製作所の中西会長、英国

- 12月7日付 6日に嘉手納基地空軍兵1名、武器を所持したまま行方不明。その後身柄確保。米空軍、7日夕に沖縄防衛局へ連絡。
- 12月7日 辺野古新基地埋立て用土砂を名護市大浦湾の臨時制限水域内に運び入れ。
- 12月9日付 空自那覇基地、渡嘉敷村・前島で「永久承諾」の取り決めがあるとして、訓練を村に通知せず実施。

沖縄

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を

join-abolition-japan.dl.ny@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。

ピースデポ
第20回総会
記念講演会

変わる朝鮮半島！ 日本の平和運動を問う

◇第1部:太田 昌克 (共同通信社編集委員、長崎大学客員教授)

◇第2部:会場討論

2019年2月17日(日)14:00~16:00 / 第20回総会10:30~12:30
川崎市平和館(東横線武蔵小杉駅から徒歩10分)

で進める原発新設計画について、現条件での事業継続は困難との考えを表明。

●12月17日付 日本政府がジブチ政府に自衛隊装備品を無償譲渡する方針を固める。

●12月18日 米國務省、トルコへの地对空ミサイル売却を議会に提案。ロシア製ミサイルの導入に対抗。

●12月18日 日本政府が新「防衛計画の大綱」と、今後五年間の装備品見積もりを定めた「中期防衛力整備計画」を閣議決定。(本号参照)

●12月18日 トランプ米大統領、新たに「宇宙軍」を創設するように命ずる。

●12月18日 経済産業省、「もんじゅ」の後継となる高速炉計画の工程表を発表。

●12月23日 インドが核兵器の運搬が可能で弾道ミサイルの新たな実験に成功。

●12月26日 プーチン露大統領、新型超音速ミサイルを2019年に実戦配備と発表。

●1月1日 DPRKの金委員長、新年の辞で非核化に向けた米朝との対話継続に意欲表明。

●1月1日 長崎市の平和公園で被爆者ら約70人が座り込み。核兵器廃絶と平和な世界の実現を訴え。

●1月4日 日本政府はトルコでの原発建設について、トルコ政府に大幅な負担増を求める方針を固めた。事実上の撤退見通し。

●1月5日 経団連の中西会長、原発について「国民が反対するものはつくりたくない」と指摘し、一般公開の討論が必要と指摘。

●1月5日 イランが衛星2基の打ち上げ準備を完了。軍事的な目的はないと主張。

●12月11日 県、「琉球セメント」の立入検査実施。辺野古埋立て用土砂積みみ用の棧橋を設置。届け出に問題なしと確認。

●12月12日 県、沖縄防衛局に辺野古新基地建設工事の即時中止を求める行政指導文書を提出。

●12月13日 玉城知事、防衛省で岩屋防衛相と会談し辺野古埋立て中止を要請。

●12月12日 米軍、18年6月名護市数久田で発見された実弾がキャンプ・シュワブ内からの流弾であることを認める。

●12月14日 沖縄防衛局、辺野古崎付近の埋め立て予定区域へ土砂投入を開始。(本号参照)

●12月18日 ホワイトハウスの請願サイトに辺野古新基地建設工事の土砂投入中止を求め10343筆の署名。

●12月18日 下地宮古島市長、辺野古移設の賛否を問う県民投票不参加の意向表明。

●12月20日 県議会、辺野古新基地建設に向けた砂投入の即時中止を求める意見書を県政与党の賛成多数で可決。

●12月20日 宜野湾市議会、県民投票の事務経費含む補正予算を賛成少数で否決。

●12月21日 名護市議会、辺野古新基地埋め立て土砂投入中止を求める意見書を野党の賛成多数で可決。

●12月25日 松川宜野湾市長、県民投票実施のための予算を執行せず、投票事務を実施しない意向を表明。

●12月27日付 沖縄防衛局、普天間飛行場周辺の米軍機航跡調査結果のウェブサイト上での公表を中止。

●1月1日 新基地建設反対県民投票連絡会、世論調査結果を発表。県民投票実施への「賛成」74%・「反対」19%。2067人が回答。

今号の略語

CD=ジュネーブ軍縮会議
CVID=完全かつ検証可能で不可逆的な非核化
NAC=新アジェンダ連合
STOVL=短距離・垂直離着陸機

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方を選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>

平井夏苗<hirai@peacedepot.org>、森山拓也<moriyama@peacedepot.org>、山中悦子<e_yamanaka@nifty.com>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「会費・購読期限」: 会員・購読者の方には日付が入っています。期限を過ぎている方は更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会・購読を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

朝倉真知子、有銘佑理、梅林宏道、清水春乃、田巻一彦、津留佐和子、原三枝子、平井夏苗、丸山淳一、森山拓也、山中悦子、湯浅一郎 (50音順)